

(小規模修繕業者名簿登載申請)

納 税 証 明 書 の 提 出 期 間

申 請 期 間		有 効 期 間		納 税 証 明 書 提 出 期 間	備 考			
①	令和6年5月17日から 令和6年6月15日まで	令和6年7月1日から 令和9年6月30日まで	(3年)	有効期間が2年 を超える場合	有効期間 の区分に 応じ、納 税証明書 をそれぞ れの提出 期間内に 必ず提出 してくだ さい。			
②	上記①に係る申請の受付終了日の翌日から 令和6年10月15日まで	令和6年11月1日から 令和9年6月30日まで	(2年8か月)			① 令和7年6月1日から 令和7年6月30日まで		
③	上記②に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年2月15日まで	令和7年3月1日から 令和9年6月30日まで	(2年4か月)			② 令和8年6月1日から 令和8年6月30日まで		
④	上記③に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年6月15日まで	令和7年7月1日から 令和9年6月30日まで	(2年)	有効期間が1年 を超える場合				
⑤	上記④に係る申請の受付終了日の翌日から 令和7年10月15日まで	令和7年11月1日から 令和9年6月30日まで	(1年8か月)				令和8年6月1日から 令和8年6月30日まで	
⑥	上記⑤に係る申請の受付終了日の翌日から 令和8年2月15日まで	令和8年3月1日から 令和9年6月30日まで	(1年4か月)					
⑦	上記⑥に係る申請の受付終了日の翌日から 令和8年6月15日まで	令和8年7月1日から 令和9年6月30日まで	(1年)	有効期間が1年 以下の場合				
⑧	上記⑦に係る申請の受付終了日の翌日から 令和8年10月15日まで	令和8年11月1日から 令和9年6月30日まで	(8か月)					提出は不要です。
⑨	上記⑧に係る申請の受付終了日の翌日から 令和9年2月15日まで	令和9年3月1日から 令和9年6月30日まで	(4か月)					

※2月15日、6月15日、10月15日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日までとします。

※受付終了日の翌日が休日等になる場合は、その日後において最も近い休日等でない日からとします。